

令和6年12月27日

南幌町特別職報酬等審議会会長 様

南幌町長 大崎 貞二

特別職の報酬等の額について（諮問）

南幌町特別職報酬等審議会条例（令和6年南幌町条例第23号）第2条の規定により、非常勤特別職職員の月報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について意見を求めます。